平成２３年（フ）第１４１号
宮崎市高洲町14―６　ウィークリーマンションサンシーズ607号、住民票上の住所宮崎市阿波岐原町火切塚1456番地３
債務者　甲斐かつ枝（旧姓横山）
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７１号
宮崎県都城市都北町6048番地１　フェニックスコーポ102号、前住所宮崎県都城市南鷹尾町26街区13号
債務者　大津　裕子（旧姓泊・西田）
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第７７号
宮崎県日向市曽根町３丁目89番地２
債務者　甲斐　牧子
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１１０号
鹿児島県鹿児島市松陽台町42番地２　市住2022号
債務者　濱田　康平
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１７１号
鹿児島県日置市吹上町中原2768番地１
債務者　山口　八起
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２８号
鹿児島県志布志市有明町蓬原151番地
債務者　原田　英明
１　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
鹿児島県志布志市有明町山重11364番地、前住所鹿児島県垂水市海潟1776番地１
債務者　米田ひろ子
１　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
岩手県紫波郡紫波町北日詰字下藪44番地３
債務者　武田美和子
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１４２号
盛岡市津志田26地割７番地１
債務者　阿部　恵悦
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１４３号
盛岡市津志田26地割７番地１
債務者　阿部　洋子
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第８８号
兵庫県明石市魚住町西岡2175番地の８
債務者　穴見　光輝
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の１15棟202号
債務者　濵地　一久
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の１15棟202号
債務者　濵地　孝子
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
兵庫県明石市大久保町八木60番地の１　ファミールＳ102号
債務者　小泉　友恵
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第９９号
兵庫県明石市旭が丘21番17号　井上ビル506号、旧住所兵庫県明石市二見町福里35番地の11
債務者　小林　和則
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１００号
兵庫県明石市二見町東二見538番地の２、旧住所神戸市長田区片山町１丁目１番10号
債務者　橋本　年正
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
兵庫県明石市二見町東二見538番地の２、旧住所神戸市長田区片山町１丁目１番10号
債務者　橋本　百子
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係